

事務連絡  
令和3年4月27日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等、催物の開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等、移動の自粛について

令和3年4月23日に開催された第62回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県について、緊急事態措置を実施すべき区域とするとともに、愛媛県について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、いずれも、4月25日から5月11日までを実施期間とされました。また、宮城県及び沖縄県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月11日まで延長することとされました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、緊急事態措置を実施すべき区域の指定及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等、移動の自粛について、連絡がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、適切に実施いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

- (別紙)「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等、移動の自粛について」（令和3年4月23日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機管理官事務連絡）
- (別添1)「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について」（令和3年4月23日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）
- (別添1別紙1)「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（令和3年4月23日新型コロナウイルス感染症対策本部長）
- (別添1別紙2)「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」（令和3年4月23日新型コロナウイルス感染症対策本部長）
- (別添1別紙3)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日変更）」
- (別添2)「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事

項等について」(令和3年4月23日付け各都道府県知事・各府省庁担当課室あ  
て内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)  
(別添3)「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて」  
(別添4)「第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示」

以上